

静岡市清水庵原球場ネーミングライツ取扱要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、新たな財源を確保し、健全な財政運営とスポーツの振興に資するため、静岡市がハヤテ223株式会社が運営する球団のホームタウンであることを活用し、静岡市清水庵原球場（以下「球場」という。）について、ネーミングライツを設定するものとし、その取扱いに関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネーミングライツ 球場に特定の愛称を付与する権利をいう。
- (2) ホームタウン 本拠地としての市町村をいう。
- (3) ネーミングライツパートナーシップ契約 ネーミングライツ及び当該ネーミングライツに関連して特定の役務の提供を受ける権利その他の当該ネーミングライツに関連する特定の権利であって市長が定めるものを契約の相手方に付与することを目的とする契約をいう。
- (4) パートナー ネーミングライツパートナーシップ契約の相手方となる法人をいう。

(特定の企業との共同)

第3条 市は、特定の企業と共同して行うことにより、ネーミングライツパートナーシップ契約に関する事業を円滑かつ効率的に実施することができると認める場合は、当該企業と協定を締結して、次の役割を担わせることができる。

- (1) マーケティング（パートナーとなることを希望する法人に対して、セールス活動を行うことをいう。）
- (2) 情報提供（マーケティングにより収集した情報を随時に市に提供することをいう。）
- (3) ネーミングライツ導入プロモート（愛称の普及を促進する手段を提供し、ネーミングライツ導入期間中における愛称の露出効果を検証し、その効果についてパートナーに報告することをいう。）

(パートナーの募集)

第4条 市長は、インターネット等の広報媒体その他市長が適当と認める方法により、パートナーを公募するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、公募によらないことができる。

2 市長は、前項の規定による公募に当たっては、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 希望する契約金額
- (2) 希望する契約期間
- (3) パートナーの選定の方法
- (4) 申込方法
- (5) 募集期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(パートナーの申込み等)

第5条 パートナーとなることを希望する法人は、静岡市清水庵原球場ネーミングライツパートナー申込書（別記様式。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 会社概要及び直近3年の決算報告
- (3) 納税証明書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 市長は、申込書の提出があったときは、当該申込書の内容について、静岡市広告審査会設置要綱（令和4年6月21日施行）に基づく静岡市広告審査会（以下「審査会」という。）の審査を経た上で、ネーミングライツの付与の可否及びネーミングライツパートナーシップ契約の締結に係る交渉をする順位を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定によりネーミングライツの付与の可否を決定する場合において、ネーミングライツの行使が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ネーミングライツを付与しないものとする。

- (1) 法令等に基づく必要な許可等を受けていない事業者
- (2) 各種法令に違反している事業者
- (3) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する事業者
- (4) 消費者金融又は事業者金融を営む事業者
- (5) 利殖を目的とした投資又は投機があつせん、勧誘、募集等を専ら行う事業者
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある事業者
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9) たばこ（加熱式たばこ及び電子たばこを含む。）を販売する事業者又はこれに類する業種
- (10) 興信所・探偵事務所等
- (11) 占い、運勢判断に関する業種
- (12) ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第2条に規定するギャンブル等に関する業種（公営競技を除く。）
- (13) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (14) 前各号に定めるもののほか、ネーミングライツの行使として不適切であると市長が認めるもの

4 第2項に規定するネーミングライツパートナーシップ契約の締結に係る交渉をする順位の設定に当たつての基準、その他の取扱いについては、別に定める。

(パートナーの決定)

第6条 市長は、前条第2項の規定により決定した順位に従い、次に掲げる事項について、パートナーとなることを希望する法人と交渉し、パートナーを決定するものとする。

(1) 対価の支払いに関する事。

(2) 愛称看板等の掲出に関する事。

(3) 愛称を露出させる手段に関する事。

(4) 権利及び責務に関する事。

(5) 前各号に掲げるもののほか、ネーミングライツパートナーシップ契約に関し市長が必要と認める事項
(ネーミングライツパートナーシップ契約の締結)

第7条 市長は、前条の規定によりパートナーを決定したときは、遅滞なくネーミングライツパートナーシップ契約を締結する。この場合において、第3条の規定により協定を締結しているときは、当該協定を締結した企業と共同して、パートナーとネーミングライツパートナーシップ契約を締結するものとする。

(ネーミングライツの一時中止)

第8条 市長は、球場の管理上必要があると認める場合は、ネーミングライツを一時的に中止することができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツの付与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月26日から施行する。